

1. 住民負担の考え方と金額

資料1

9月4日 第9回復旧・復興推進本部会議決定事項

1. 施設整備費について

- (1) 施設整備費は、国の交付金制度「宅地液状化防止事業」の対象であり、かつ、令和6年能登半島地震により災害救助法の適用を受けたことから、通常時より地方負担の割合が軽減されている。
- (2) 街区外の排水管は、特定の街区のみが利用するのではなく、公共性がある。
- (3) 街区内外の施設を一体的に機能させていくことが必要。

⇒ 施設整備費については、住民負担の対象とせず、市が全額を負担する

2. 維持管理費について

- (1) 街区内の維持管理費は、国の交付金制度「宅地液状化防止事業」の対象外である。
- (2) 街区外の排水管は、特定の街区のみが利用するのではなく、公共性がある。

⇒ 街区内の維持管理費の試算を基礎とし、住民負担の対象とする

- 土地の面積に応じて、1坪あたり5,250円(1,590円/㎡)をご負担いただくこととし、すべての街区で共通の額として設定する

※土地面積が50坪(165㎡)の場合

$$5,250\text{円/坪} \times 50\text{坪} = 262,500\text{円}$$

資力に応じた負担のあり方について(案)

1. 支払が困難な方への減免

減免の対象

- ①生活保護世帯
- ②市民税非課税世帯
- ③市民税均等割のみ課税世帯

全額免除

2. 支払方法の選択

個人の資力にあった支払計画が立てられるよう、一括払いと分割払いを選択可能とします。

一括払いから最長8年32回(4回/年)
の分割払いまで選択可能とする

※金利・手数料はかかりません

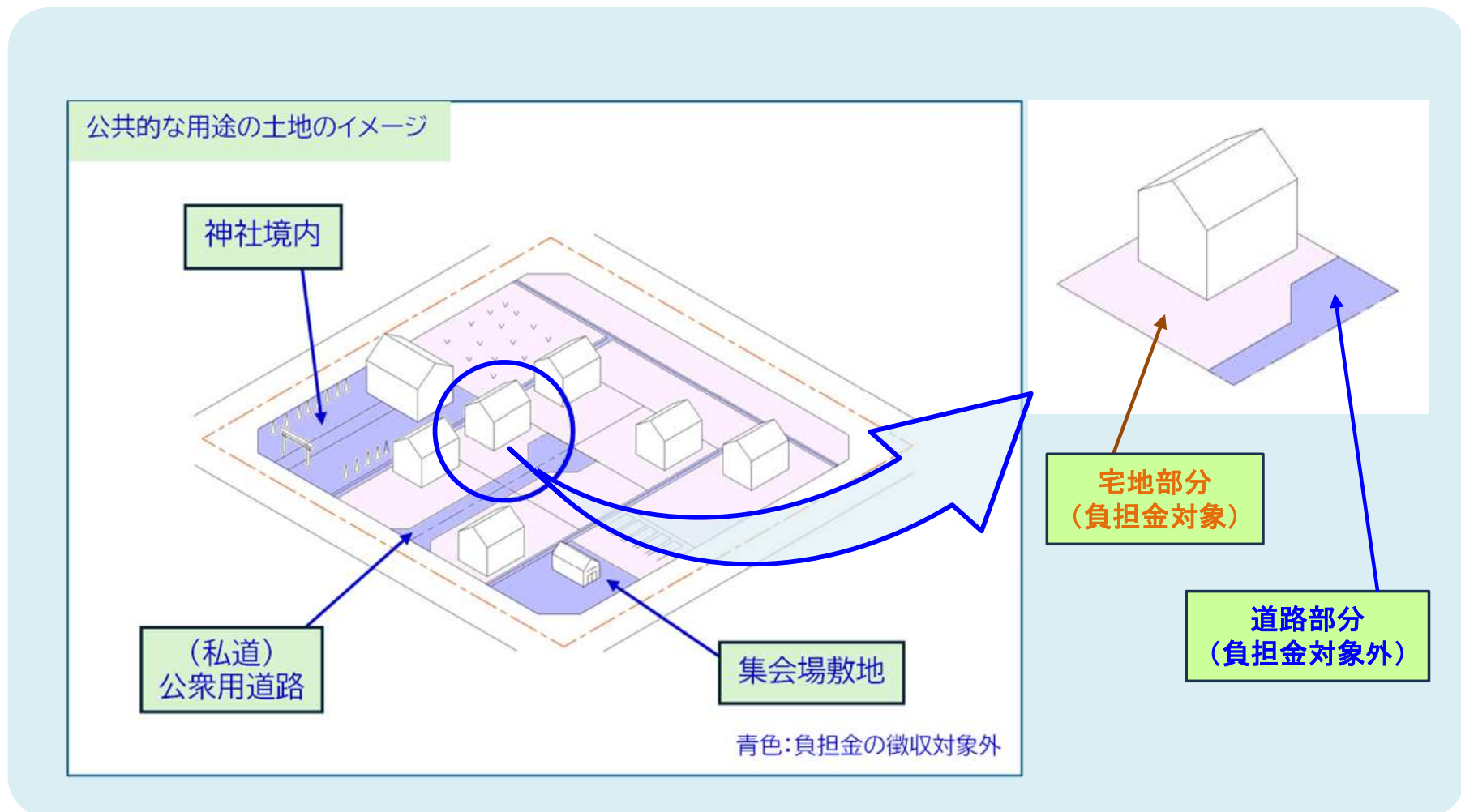
面積	一括払い	32回払い(4回*8年)
165㎡ (50坪)	262,500円/回	32,800円/年 8,200円/回
330㎡ (100坪)	525,000円/回	65,600円/年 16,400円/回

負担金の対象としない土地(案)

3. 公共的な用途の土地の除外

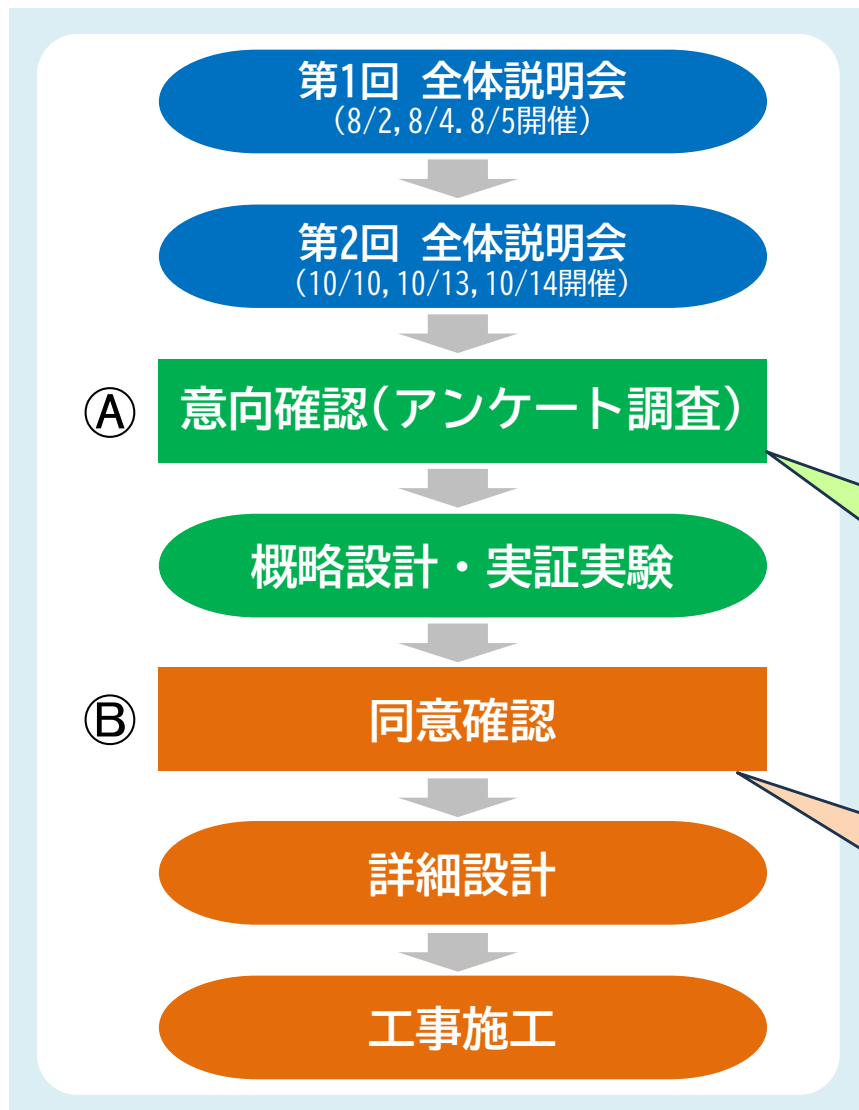
公衆用道路として使われている私道、神社、自治会館など公共的な用途で使用されてる土地※は、負担金の対象外とします。

※固定資産税の考え方に準ずる



2. 意向確認と同意確認について(案)

事業実施に向け、①「意向確認」と②「同意確認」の2回、住民（土地所有者）の意思確認をさせていただき、どちらの意思確認においても、原則として、街区内の土地所有者全員の同意を基本とするとしてきました。



①の意向確認（アンケート調査）について、まずは制度についての理解を深めていただくために、自治会単位での説明を広く実施していきます。

その後、意向確認のためのアンケート調査を実施します。

①の意向確認に対し、明確な反対意見がなければ、次のステップ（概略設計・実証実験）へ進みます。

なお、②の同意確認の時点では土地所有者全員の同意が必要となります。